

苦情解決の仕組みについて

当園では、社会福祉法第 82 条の規定により、当園が提供する福祉サービスについて、保護者及び、そのご家族等から苦情に適切に対応する体制を整えております。

また、当園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記の通り設置し、苦情解決に努めております

○苦情・相談解決責任者
当園施設長・主任保育士

○第三者委員
苦情解決を円滑・円満に図ることができる者 2 名を設置
住職・介護職員等

○受付方法
面談・文書・電話等の方法で相談・苦情を受け付けております。
相談・苦情は、面談や書面にて随時受け付けます。第三者委員に直接申し出ることもできます。
相談・苦情内容は、内容により第三者委員へも共有します。
苦情については誠意をもって解決に努めます。

○その他受付窓口
鎌ヶ谷市役所 幼児保育課 電話番号 047-445-1363

○公表
2023 年度は、相談・苦情等はありませんでした。